

～平成20年10月1日からNHK放送受信規約が変わります。～

NHK放送受信料免除基準が変わります

【全額免除】

- 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。
- *従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大します。
- *生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。

【半額免除】

- 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。
- *視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。
- 重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合に半額免除となります。
- *従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。

【従来の免除基準と新しい（平成20年10月1日から）免除基準】

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]		半額免除 [障害者の方が世帯主の場合]	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	○視覚・聴覚障害者 ○重度のし体不自由者	●視覚・聴覚障害者（変更なし） ●重度の身体障害者（内部機能障害者等を追加）
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税（重度以外も対象）	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

NHK放送受信料の訪問集金が廃止となります

NHKでは営業経費を削減し、より一層充実した放送サービスをお届けするために、電気・ガス・水道等の公共料金同様に定期的な「訪問集金」を廃止します。（平成20年10月1日から）

今後のお支払いは**口座振替**または**クレジット継続払**でお願いしています。

お問い合わせはNHK視聴者コールセンター
0120-151515 午前9時～午後10時まで[土日祝日は午後8時まで]